

「個人情報の保護に関する指針」の一部改正についての  
パブリックコメント募集の結果について

平成 26 年 10 月 7 日  
一般社団法人 金融先物取引業協会

本協会では、「個人情報の保護に関する指針」の一部改正につきまして、平成 28 年 8 月 5 日から平成 28 年 9 月 5 日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

その結果、当該期間に寄せられたご意見等は特にありませんでしたので、別紙 1 のとおり、当該指針について改正することと致します。（当該指針改正に係る説明は別紙 2 をご確認ください。）当該改正指針は本日付で施行となります。

以 上

本件に関するお問い合わせ  
総務部  
03-5280-0881

## 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="204 495 504 524"><b>第 1 条から第 21 条</b> 略</p> <p data-bbox="220 589 523 618">(漏えい事案等への対応)</p> <p data-bbox="204 636 820 860"><b>第 22 条</b> 会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、金融庁及び本協会に報告することとする。<u>ただし、特定個人情報の漏えい事案の発生の場合には、あわせて個人情報保護委員会にも報告するものとする。</u></p> <p data-bbox="209 878 820 1095">2 会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、漏えい事案等の事実関係及び再発防止策等を早急に公表することとする。</p> <p data-bbox="209 1113 820 1285">3 会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、漏えい事案等の対象となった本人に速やかに漏えい事案等の事実関係等の通知を行うこととする。</p> <p data-bbox="204 1402 261 1431">附則</p> <p data-bbox="236 1449 820 1529">この改正は、平成28年10月 7 日から施行する。</p>	<p data-bbox="849 495 1149 524"><b>第 1 条から第 21 条</b> 略</p> <p data-bbox="865 589 1168 618">(漏えい事案等への対応)</p> <p data-bbox="849 636 1465 763"><b>第 22 条</b> 会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、金融庁及び本協会に報告することとする。</p> <p data-bbox="853 878 1465 1095">2 会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、漏えい事案等の事実関係及び再発防止策等を早急に公表することとする。</p> <p data-bbox="853 1113 1465 1285">3 会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、漏えい事案等の対象となった本人に速やかに漏えい事案等の事実関係等の通知を行うこととする。</p>

「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について

平成28年10月7日  
一般社団法人 金融先物取引業協会

1. 改正の目的等

平成27年12月25日に「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）に制定され、また、特定個人情報の漏えい時における対応について個人情報保護委員会及び金融庁から告示等が示されたことを受け、本協会では通知文書及び『「個人情報の保護に関する指針」における個人番号の取扱いに係る留意点等』を改正し、特定個人情報の漏えい時には金融庁だけではなく個人情報保護委員会にも報告する旨、周知徹底しておりますが、他の認定個人情報保護団体と平仄を合わせ、「個人情報の保護に関する指針」（以下「個人情報保護指針」といいます。）の本文にもその旨明記するべく、当該指針の一部を改正することとします。

2. 方法等

個人情報保護指針第22条第1項への文章の追加

3. 改正案の説明

(1) 改正案

別添3をご参照ください。

(2) 説明

第22条第1項

特定個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、金融庁及び本協会に報告するとともに個人情報保護委員会にも報告する旨を追加します。

なお、実際に報告するにあたっては、金融庁発出の「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に従う必要があります。

#### 4. 審議の経過・今後の日程感等

年月日	内容	備考
平成 28 年 1 月 14 日	会員向けに通知文書を発出 (金先協平 28 第 8 号 E)	金融庁から発出された「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」を周知し、当局報告時には協会へも写しを提出するように通知しました。
平成 28 年 2 月 3 日	『「個人情報の保護に関する指針」における個人番号の取扱いに係る留意点等』の改正	留意点等に、特定個人情報の漏えい事案等の発生に際しては、個人情報保護委員会の「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」及び金融庁の「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に従って対応する必要がある旨を追加しました。
平成 28 年 8 月 4 日	自主規制部会	自主規制委員会付議案の審議
平成 28 年 8 月 5 日 ～ 9 月 5 日	パブリックコメントの募集	5. を参照
平成 28 年 9 月 23 日	自主規制委員会（書面）	理事会付議案の審議
平成 28 年 10 月 7 日	理事会（書面）	一部改正を決定 施行日は、理事会決定日となります。

#### 5. 意見等の募集について

今回の改正は、既に会員に通知文書等において周知徹底している内容ではありますが、顧客の個人情報保護に係る事案であることから、パブリックコメント手続きを次のとおり実施することとします。

(1) 公表資料及び公表方法

規則案及び参考資料を一般ホームページに掲載する方法

(2) 意見等の募集期間

平成 28 年 8 月 5 日～平成 28 年 9 月 5 日

(3) 意見等の提出

郵送又は電子メール

(4) 意見等募集の結果

本件についての意見等はありませんでした。

(5) 結果の公表

本件についてのご意見等はありませんでした。

6. 規則等施行後の取組状況の確認等

会員における個人情報保護指針の運用状況については、協会実地監査等で確認するものとしま。

7. その他

本改正の施行日は、理事会決定日（平成 28 年 10 月 7 日）となります。